

第7章 介護保険事業費の見込量及び保険料

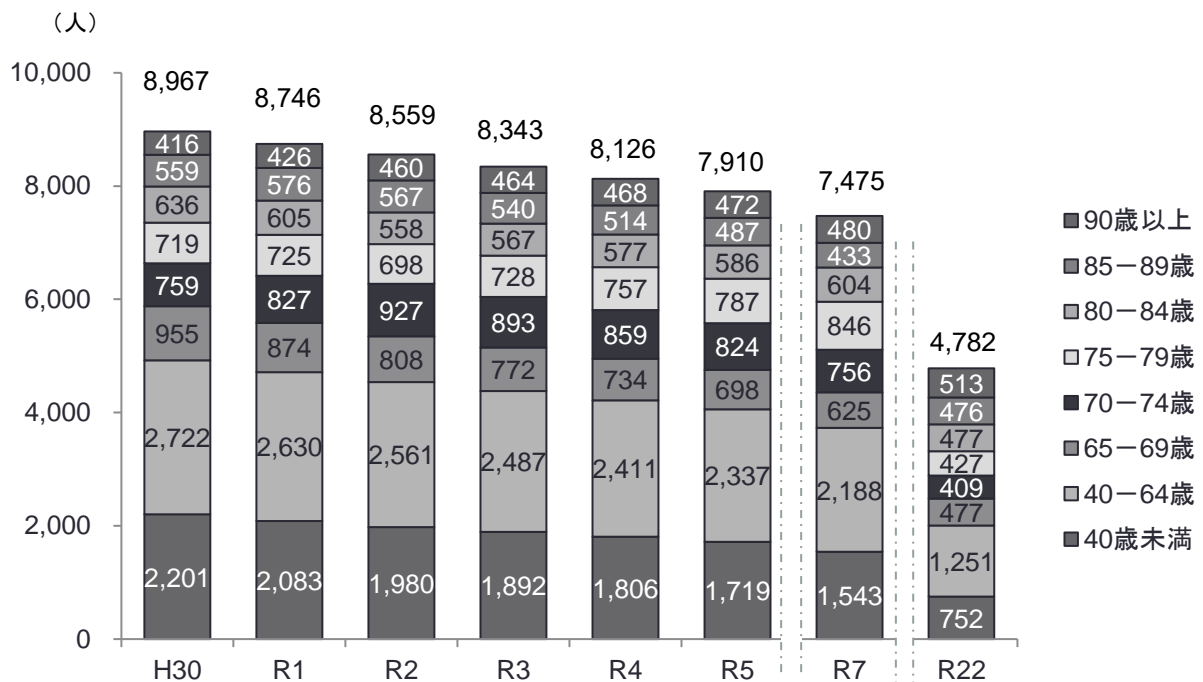
第1節 各年度の高齢者等の状況

1 人口の推計

紀美野町の将来推計人口は、第8期以降も総人口は減少し、高齢者人口は平成28年をピークに減少傾向となりますが、総人口の減少が進むため65歳以上の人口割合は、令和22年まで増加傾向となり、団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7年には50%を超える見込みです。

また、後期高齢者の65歳以上人口に占める割合は、令和3年以降増加する見込みです。

図13 紀美野町の将来推計人口



※令和2年9月末の住民基本台帳人口を基に国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)の率及び線形補間により推計
 ※H30年～R2年は9月末の住民基本台帳より

図14 前期高齢者・後期高齢者と高齢化率の推移

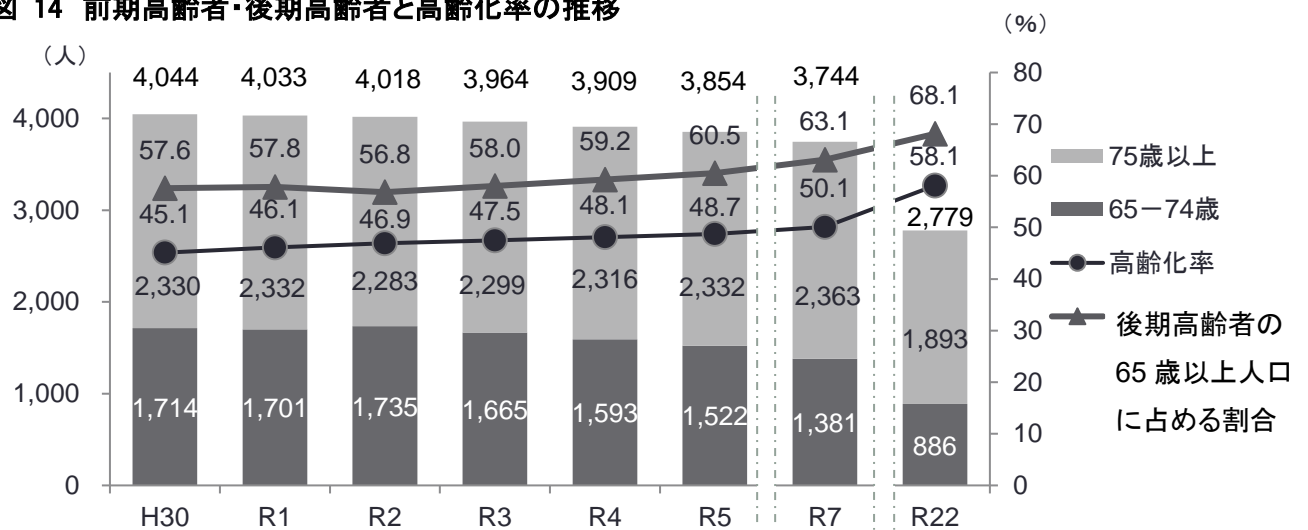
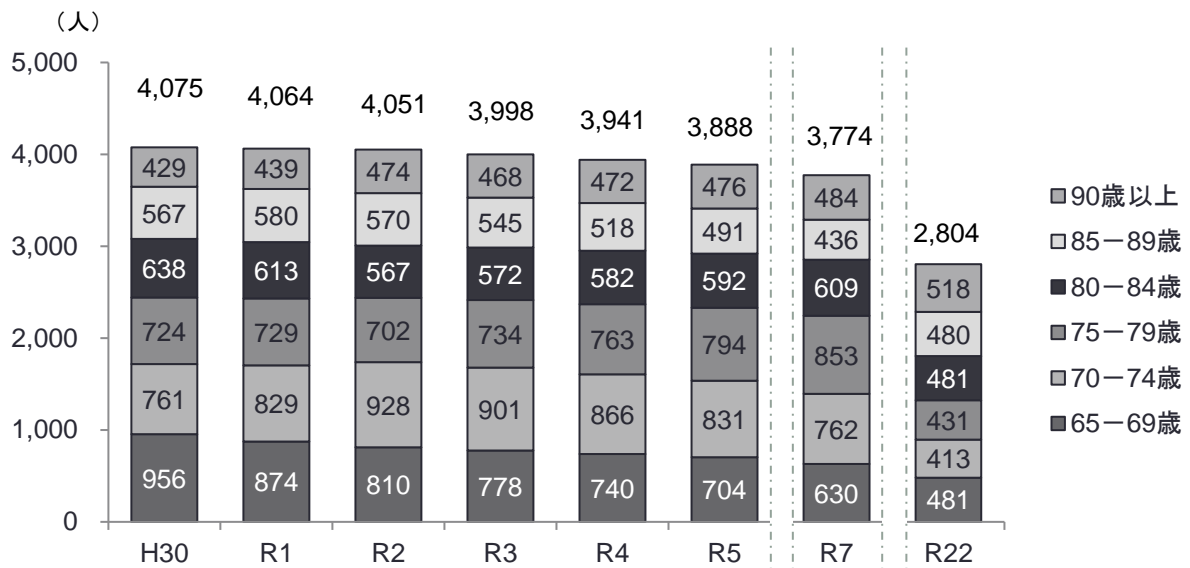


図 15 第 1 号被保険者の将来推計



※人口と被保険者数は定義上(住所地特例者)の差異を有するため、図 13 の人口推計を基に補正計数を各年に乗じて算出
 補正計数=R2年9月末被保険者数/R2年9月末65歳以上人口
 ※H30年～R2年は9月末の介護保険事業状況報告(月報)より

2 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の推計は、被保険者数の推計を基に、従来の認定状況や現状の推移から認定率の変化により推計を行い、その後、今後の施策効果など必要な要素を勘案し認定者数の推計を行っています。減少傾向であった認定者数は、令和元年以降増加傾向にあります。

また、地域医療構想における介護施設・在宅医療等の追加的需要や団塊の世代すべてが75歳以上になる令和7年まで引続き増加が見込まれます。

ただし、令和7年をピークに認定者数は減少し、令和22年には803人になる見込みです。

図 16 要支援・要介護認定者数の推移

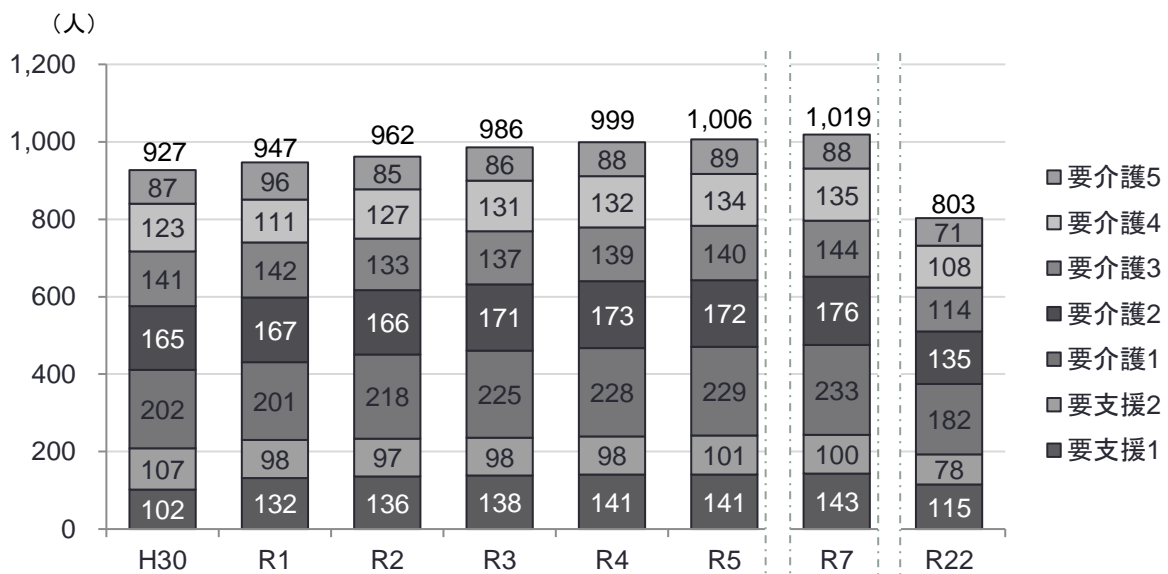


表 15 被保険者別要支援・要介護認定者数の推移

	区分	要支援・要介護認定者(数)							
		計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
H30年	第1号被保険者	917	102	105	200	162	139	122	87
	第2号被保険者	10	0	2	2	3	2	1	0
	合計	927	102	107	202	165	141	123	87
R1年	第1号被保険者	937	131	98	199	164	140	109	96
	第2号被保険者	10	1	0	2	3	2	2	0
	合計	947	132	98	201	167	142	111	96
R2年	第1号被保険者	954	135	97	216	163	132	126	85
	第2号被保険者	8	1	0	2	3	1	1	0
	合計	962	136	97	218	166	133	127	85
R3年	第1号被保険者	977	137	98	222	168	136	130	86
	第2号被保険者	9	1	0	3	3	1	1	0
	合計	986	138	98	225	171	137	131	86
R4年	第1号被保険者	989	140	98	225	169	138	131	88
	第2号被保険者	10	1	0	3	4	1	1	0
	合計	999	141	98	228	173	139	132	88
R5年	第1号被保険者	997	140	101	226	169	139	133	89
	第2号被保険者	9	1	0	3	3	1	1	0
	合計	1,006	141	101	229	172	140	134	89
R7年	第1号被保険者	1,011	142	100	231	173	143	134	88
	第2号被保険者	8	1	0	2	3	1	1	0
	合計	1,019	143	100	233	176	144	135	88
R22年	第1号被保険者	797	114	78	180	134	113	107	71
	第2号被保険者	6	1	0	2	1	1	1	0
	合計	803	115	78	182	135	114	108	71

第2節 介護給付サービスの見込量

要介護者に対する介護サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防サービス量の見込みについては、第7期（平成30年度～令和2年度）の利用実績から、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定しています。

表 16 介護サービスの見込量

		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度	
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	154,365	156,266	154,354	152,350	126,040
		回数(回)	4,490.7	4,547.1	4,487.8	4,449.9	3,681.6
		人数(人)	186	189	186	187	156
	訪問入浴介護	給付費(千円)	8,976	10,247	11,344	11,329	9,362
		回数(回)	58.9	67.2	74.4	74.3	61.4
		人数(人)	9	10	11	11	9
	訪問看護	給付費(千円)	28,370	29,941	30,082	29,159	22,602
		回数(回)	517.8	548.5	550.8	532.1	412.0
		人数(人)	68	71	72	71	55
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	25,104	25,526	26,174	25,326	19,259
		回数(回)	724.0	735.8	753.1	731.7	555.0
		人数(人)	51	52	53	51	39
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	6,566	6,645	6,957	6,862	5,355
		人数(人)	68	69	72	71	55
	通所介護	給付費(千円)	201,640	206,869	205,914	206,533	166,794
		回数(回)	2,153.4	2,187.1	2,183.9	2,195.7	1,770.0
		人数(人)	170	170	170	171	138
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	55,072	55,635	57,295	58,456	46,079
		回数(回)	622.4	630.0	654.1	664.8	526.8
		人数(人)	72	73	75	76	60
短期入所生活介護	給付費(千円)	85,456	85,795	85,288	81,468	62,398	
	日数(日)	807.8	809.1	800.3	765.3	587.9	
	人数(人)	49	49	47	45	35	
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	4,570	5,078	6,332	6,332	4,200	
	日数(日)	37.3	40.4	50.7	50.7	34.4	
	人数(人)	6	6	7	7	5	
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	

		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度	
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	36,091	37,502	37,910	37,206	29,055	
	人数(人)	266	276	276	277	214	
特定福祉用具 購入費	給付費(千円)	2,257	2,257	2,257	2,552	1,666	
	人数(人)	7	7	7	8	5	
住宅改修費	給付費(千円)	4,967	4,967	4,967	4,967	1,909	
	人数(人)	5	5	5	5	2	
特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	6,387	6,390	6,390	8,707	1,756	
	人数(人)	3	3	3	4	1	
小計		619,821	633,118	635,264	631,247	496,475	
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	給付費(千円)	868	869	869	869	0
		人数(人)	1	1	1	1	0
	夜間対応型 訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型 通所介護	給付費(千円)	24,984	25,360	24,632	24,632	20,181
		回数(回)	274.6	278.6	270.4	270.4	220.3
		人数(人)	27	27	26	26	21
	認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	653	653	653	653	0
		回数(回)	5.2	5.2	5.2	5.2	0.0
		人数(人)	1	1	1	1	0
	小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	100,566	102,539	129,421	140,077	101,633
		人数(人)	44	44	59	63	46
	認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	76,471	76,513	76,513	76,513	64,836
		人数(人)	27	27	27	27	23
	地域密着型特定施 設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
人数(人)		0	0	0	0	0	
看護小規模多機能 型居宅介護	給付費(千円)	3,527	3,529	3,529	3,529	1,523	
	人数(人)	2	2	2	2	1	
小計		207,069	209,463	235,617	246,273	188,173	

			3年度	4年度	5年度	7年度	22年度	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	422,771	423,006	426,207	430,787	355,537	
		人数(人)	131	131	132	133	110	
	介護老人保健施設	給付費(千円)	218,109	221,293	221,006	223,940	182,620	
		人数(人)	69	70	70	71	58	
	介護医療院	給付費(千円)	9,369	9,374	14,062	14,062	4,687	
		人数(人)	2	2	3	3	1	
	介護療養型医療施設(6年度以降は転換施設)	給付費(千円)	0	0	0			
		人数(人)	0	0	0			
	小計			650,249	653,673	661,275	668,789	542,844
	(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	70,515	71,474	72,193	72,505	56,736	
人数(人)		407	412	416	419	327		
合計(A)			1,547,654	1,567,728	1,604,349	1,618,814	1,284,228	

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

表 17 介護予防サービスの見込量

			3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
(1) 介護予防サービス	介護予防 訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防 訪問看護	給付費(千円)	5,592	5,767	5,751	6,172	3,558
		回数(回)	127.8	131.4	131.0	140.4	80.0
		人数(人)	18	19	19	20	14
	介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,987	4,990	4,995	5,312	2,650
		回数(回)	142.9	142.9	143.1	151.9	76.0
		人数(人)	13	13	13	14	10
	介護予防居宅療 養管理指導	給付費(千円)	193	193	193	193	97
		人数(人)	2	2	2	2	1
	介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	11,917	11,923	12,425	12,159	9,592
		人数(人)	36	36	37	36	29
	介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	362	362	362	423	181
		日数(日)	6.0	6.0	6.0	7.0	3.0
人数(人)		1	1	1	1	1	

		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度	
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	362	387	435	459	193	
	日数(日)	1.5	1.6	1.8	1.9	0.8	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	12,667	12,755	12,741	12,858	10,005	
	人数(人)	115	116	116	117	91	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	804	804	804	804	598	
	人数(人)	3	3	3	3	2	
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	4,937	3,784	4,937	4,937	3,784	
	人数(人)	4	3	4	4	3	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
小計		41,821	40,965	42,643	43,317	30,658	
(2) 地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,332	3,334	3,334	3,334	1,667
		人数(人)	4	4	4	4	2
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	小計		3,332	3,334	3,334	3,334	1,667
	(3) 介護予防支援	給付費(千円)	7,495	7,609	7,609	7,664	6,241
人数(人)		137	139	139	140	114	
合計(B)		52,648	51,908	53,586	54,315	38,566	

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

表 18 標準給付費の見込量

(単位:千円)

	3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
総給付費 (A) + (B)	1,600,302	1,619,636	1,657,935	1,673,129	1,322,794
特定入所者介護サービス費等給付額	86,812	87,350	87,790	88,372	74,680
高額介護サービス費等給付額	41,756	42,746	43,074	43,510	33,511
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,400	6,400	6,500	6,500	5,000
審査支払手数料	1,375	1,378	1,378	1,381	1,176
標準給付費見込額(C)	1,736,645	1,757,510	1,796,677	1,812,892	1,437,161

第3節 地域支援事業の見込量

地域支援事業は大きく分けて2つの事業で構成されています。(第3章第3節 図6 参照)

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)、包括的支援事業・任意事業は、それぞれにおいて事業費の上限額が決められており、その範囲内で事業を実施していくこととなります。

各事業の見込量については、令和2年度の実績を参考に、各年度における見込量を設定しています。

表 19 地域支援事業費の見込量

(単位:千円)

	3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防・日常生活支援総合事業					
介護予防・生活支援サービス事業	23,804	20,176	20,176	16,659	11,317
介護予防ケアマネジメント事業	4,760	4,300	4,300	4,000	3,700
審査支払手数料	152	152	152	144	127
一般介護予防事業	10,215	10,215	10,215	10,215	10,215
包括的支援事業・任意事業					
総合相談支援事業	7,663	7,663	7,663	7,663	7,663
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	9,010	8,142	8,172	8,172	8,172
任意事業	5,057	5,062	5,206	5,206	5,206
在宅医療・介護連携推進事業	2,296	2,296	2,296	2,255	2,255
生活支援体制整備事業	199	260	260	380	380
認知症総合支援事業	294	294	294	294	294
地域支援事業費(D)	63,450	58,560	58,734	54,988	49,329

第4節 サービスの給付と負担の関係

介護保険制度はサービスの給付と負担の関係が明確な社会保障制度となっています。

サービス費用は、国・都道府県・市町村の公費と、第1号被保険者、第2号被保険者の3者でまかなうこととされており、それぞれが国によって決められた一定の割合に応じて負担することとなります。

このことから、サービス費用が大きくなるほど、それぞれの負担する金額も大きくなり、結果的に第1号被保険者で負担する保険料も大きくなる仕組みとなっています。

第1号被保険者である65歳以上の方に負担していただく保険料は、介護保険の保険者である紀美野町に納めていただきます。その額は、介護保険事業計画期間の3年間で見込まれるサービス費用に基づき、第1号被保険者全体で負担すべき割合の金額から設定し、町の条例や介護保険事業計画の中で定めます。

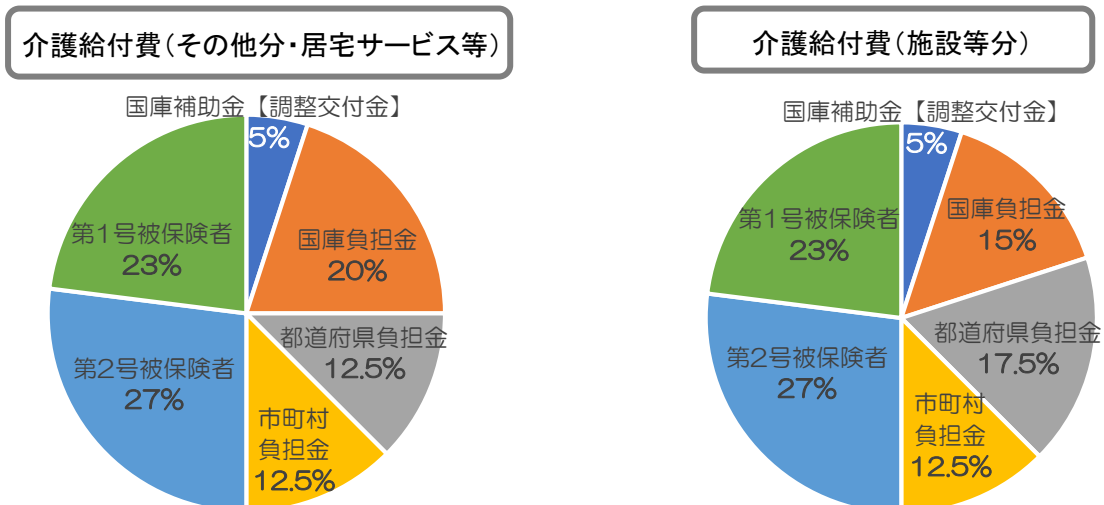
一方、第2号被保険者である40歳～64歳の方に負担していただく保険料は、第2号被保険者が加入している医療保険において医療保険に上乘せして納めていただきます。その保険料額は市町村が定めるのではなく、加入している医療保険によって算定方法が決められています。

1 保険給付費の財源構成

保険給付費の財源は、基本的に、50%が国・都道府県・市町村の公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

保険料の負担割合は、国が全国ベースの人数比率で決定し、全国平均でみた一人当たりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう設定されます。

令和3年度から令和5年度の3年間については、前期計画に引き続き第1号被保険者「23%」、第2号被保険者「27%」と定められます。なお、令和7年度は、第1号被保険者「23.4%」、第2号被保険者「26.6%」、令和22年度は、第1号被保険者「26.8%」、第2号被保険者「23.2%」となると見込まれています。

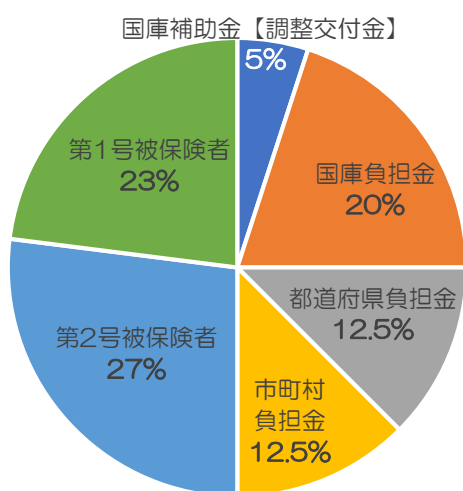


2 地域支援事業費の財源構成

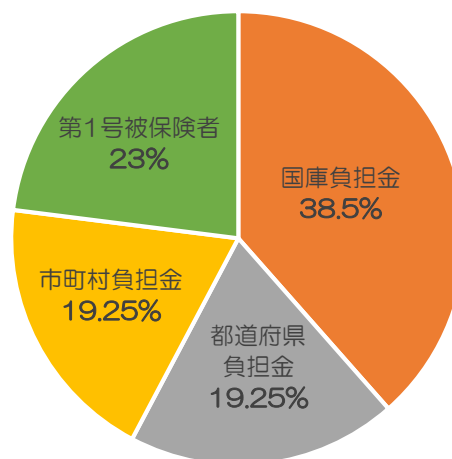
地域支援事業費の財源は、介護予防・日常生活支援総合事業では保険給付費における居宅サービス等給付費と同様に、50%が国・都道府県・市町村の公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。保険料の負担割合は、保険給付費と同様に、第1号被保険者「23%」、第2号被保険者「27%」と定められています。

包括的支援事業と任意事業では、第2号被保険者の負担がなくなり、23%を第1号被保険者が負担し、残りの77%を国・都道府県・市町村の公費で負担するように定められています。

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



3 調整交付金について

介護保険における普通調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるものです。後期高齢者や低所得の高齢者が多いほど割合が大きくなります。

第5節 第1号被保険者の保険料所得段階

安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じてきめ細やかな保険料を賦課する必要があります。介護保険法施行規則の改正により第8期の保険料段階設定にあたっては、標準段階は第7期と同じく標準9段階で、基準所得が見直しされました。

紀美野町では、保険者の判断による弾力化として第7期と同様に、第9段階を負担能力に応じて3段階に分け次のとおり11段階と設定します。

また、引き続き低所得者対策として第1段階から第3段階に該当する方には、公費を投入し保険料の軽減を行います。

表 20 紀美野町の第8期(令和3~5年度)段階区分

段 階	対 象 者	基準に対する割合
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	×0.30 (×0.20)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超、120万円以下	×0.50 (×0.25)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	×0.70 (×0.05)
第4段階	住民税世帯課税で、本人非課税、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	×0.90
第5段階	住民税世帯課税で、本人非課税、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超	×1.00 <基準>
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	×1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	×1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	×1.50
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満	×1.70
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満	×1.80
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上	×1.90

() は低所得者の保険料軽減による公費負担の割合

各年度における所得段階別加入者については、令和2年の所得段階別加入者や基準所得の見直しを鑑み次のとおり推計しました。

表 21 所得段階別加入者数の推計

(単位:人)

	3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
第1段階	963	949	937	910	676
第2段階	460	454	448	435	323
第3段階	371	366	361	350	260
第4段階	421	415	409	397	295
第5段階	445	439	433	420	312
第6段階	604	595	587	570	424
第7段階	465	458	452	439	326
第8段階	139	137	135	131	97
第9段階	55	55	54	52	39
第10段階	40	39	38	37	28
第11段階	35	34	34	33	24
計	3,998	3,941	3,888	3,774	2,804

保険料収納必要額を第1号被保険者数で割った額が年間の保険料額となりますが、保険料の負担は所得段階によって異なります。

そのため、保険料の算出には所得段階別加入割合補正後被保険者数（各年度の保険料段階別第1号被保険者数に保険料基準に対する比率を乗じて算出した被保険者数）を用います。

所得段階別加入割合補正後被保険者数は次のとおりです。



表 22 所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

(単位:人)

3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
3,698	3,645	3,596	3,490	2,593

第6節 第1号被保険者の保険料額

本計画期間の3年間で必要となる第1号被保険者の保険料総額は912,251千円となります。予定保険料収納率が99.0%と想定すると第1号被保険者の保険料基準額は月額7,020円となります。

同様に令和7年度、令和22年度では第1号被保険者の保険料月額はそれぞれ8,280円、8,990円と推計されます。

表 23 第1号被保険者の保険料額の推計

(単位:千円)

	第8期			7年度	22年度
	3年度	4年度	5年度		
標準給付費見込額(C)	1,736,645	1,757,510	1,796,677	1,812,892	1,437,161
地域支援事業費(D)	63,450	58,560	58,734	54,988	49,329
介護予防・日常生活支援総合事業	38,931	34,843	34,843	31,018	25,359
包括的支援・任意事業	24,519	23,717	23,891	23,970	23,970
第1号被保険者負担相当額(E)	414,022	417,696	426,744	437,084	398,379
調整交付金相当額(F)	88,779	89,618	91,576	92,195	73,126
調整交付金見込額(G)	193,183	188,735	186,266	181,994	190,566
財政安定化基金拠出金見込額(H)	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金(I)	0	0	0	0	0
準備基金取崩額(J)	36,000			0	0
インセンティブ交付金(K)	12,000			4,000	4,000
市町村相互財政安定化事業負担金(L)	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業交付金(M)	0	0	0	0	0
保険料収納必要額(N)	912,251			343,285	276,939

	3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
予定保険料収納率(O)	99.0%			99.0%	99.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(P)	10,939人			3,490人	2,593人
保険料基準額(月額)	7,020円			8,280円	8,990円

※所得段階別加入割合補正後被保険者数は表記上小数点以下を四捨五入していますが、計算上は小数第二位まで含みます。

保険料収納必要額(N) = 第1号被保険者負担相当額(E) + 調整交付金相当額(F) - 調整交付金見込額(G) + 財政安定化基金拠出金見込額(H) + 財政安定化基金償還金(I) - 準備基金取崩額(J) - インセンティブ交付金(K) + 市町村相互財政安定化事業負担金(L) - 市町村相互財政安定化事業交付金(M)

保険料基準額(月額) = 保険料収納必要額(N) / 予定保険料収納率(O) / 所得段階別加入割合補正後被保険者数(P) / 12か月